平成３１年４月

**【趣味につけ込む電話勧誘に注意】**

**【相　談】**

１週間前に事業者から電話で「あなたの作品を新聞に掲載しませんか」と勧誘があった。母は、時々趣味の俳句を雑誌に投稿しているので、うれしくて承諾すると、翌日申込書面が郵送されて来た。掲載料は俳句１０句で２４万円。氏名や住所などを記入して返送するようにという記載があった。母は、高額なのでやめたいと言っているがどう対処したらいいか。

**【アドバイス】**

事業者からの電話勧誘で契約の申し込みをしたのであれば、特定商取引法の電話勧誘販売に該当します。その場合、申込書面（または契約書面）を受け取った日から８日間は、クーリング・オフにより無条件で契約を解除することができます。相談者には、契約者名でクーリング・オフ通知を発送されるようにアドバイスしました。

俳句や短歌に限らず、絵画、書道、写真などの作品を雑誌や新聞に投稿して掲載されることを楽しみにされている方は多いでしょう。しかし掲載情報を元に作者に連絡をして「すばらしい作品だ。ぜひ多くの方に見ていただきたい」とほめて、高額な費用がかかる新聞広告や展覧会への出品、自費出版を勧める業者がいます。作品を発表できる機会を得たいという心理を巧みに利用した商法です。不要な勧誘であれば「必要ありません」ときっぱりと断りましょう。特定商取引法では電話勧誘販売の場合、契約を締結しない旨を伝えている消費者に対して引き続き勧誘を続けることを禁止しています。

一度契約をしたところ複数の業者から次々と勧誘を受けたという事例もあります。高齢者への勧誘が目立ち、家族や周囲の人など契約者本人以外が消費者センターに相談する割合が多いという特徴があります。

高齢者などから相談を受けたときは、まず本人の意思を尊重して対応を話し合うことが大切です。いつでも相談できるような関係作りを日ごろから心がけましょう。

**お困りの時は消費者ホットライン**

　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。